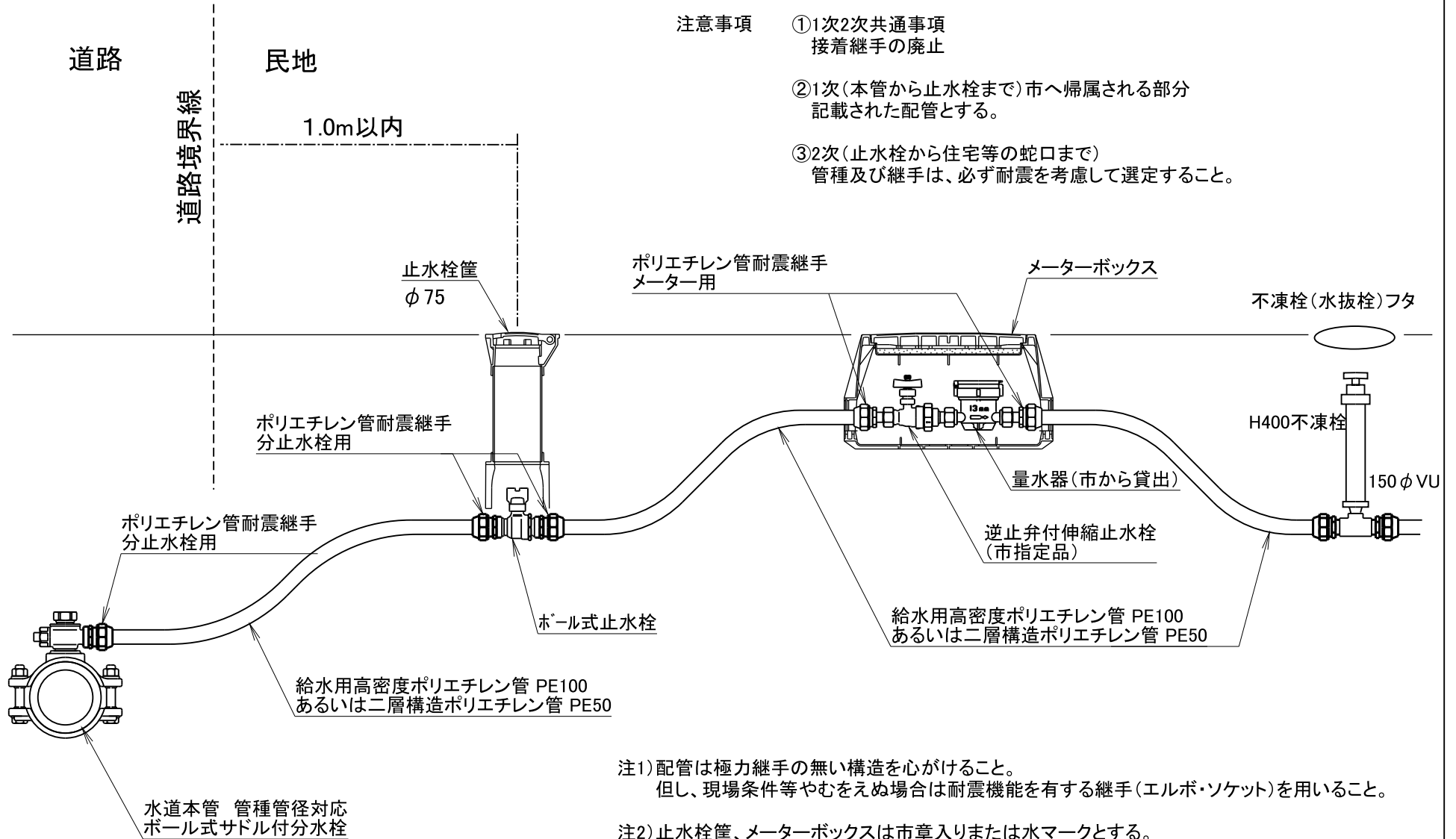


韮崎市 水道給水配管例



- 注意事項
- ①1次2次共通事項
接着継手の廃止
 - ②1次(本管から止水栓まで)市へ帰属される部分
記載された配管とする。
 - ③2次(止水栓から住宅等の蛇口まで)
管種及び継手は、必ず耐震を考慮して選定すること。

- 注1) 配管は極力継手の無い構造を心がけること。
但し、現場条件等やむをえぬ場合は耐震機能を有する継手(エルボ・ソケット)を用いること。
- 注2) 止水栓管、メーターボックスは市章入りまたは水マークとする。
- 注3) ボール式止水栓-量水器間に逆止弁付止水栓、又はチャッキ弁を設置すること。